

第8回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成30年2月13日(火)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三 八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
			谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(0人)・農地利用最適化推進委員(1人)

見山 收

職員及び関係者 局長 石原由美子
農林課長 下垣 吉正

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

6番委員 加藤 直行 7番委員 森 正光

事務局： おはようございます。定刻より若干早いですけれども、今日は見山推進委員さんがお休みと、下垣委員が少し遅れるという連絡を頂いておりますので、始めさせて頂きたいと思っております。ただ今より第8回農業委員会総会を開催いたします。まず本日の日程ですが、総会終了後11時から研修会を予定しております。終了時間は12時位になりますので、よろしく願いいたします。では初めに一二三会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長： みなさんおはようございます。2月に入りまして寒波が襲ってきた訳でございますが、報道に寄りますと、先般も福井の方で、国道8号線で車が立ち往生したという様な話がありましたけれども、今回も福井では9センチだという事で、平年の5倍の積雪があるという様な事でございます。積雪地帯ではいろいろな事故が発生し、5人くらいの死亡があったという様な報道が出されておりますが、この地用では報道されたより予想以上に積雪が少なかった、この度は境港の方も大変だったという事でございますが、江府町においては、比較的予報よりは少なかったなどと言う様に思っておりますが、寒波も今日が山だという風に報道もされておりますが、早く収まってもらいたいという風に思っているところでございます。今日はそういった寒い中、足元の悪い中、第8回の農業委員会総会に出席いただきましてありがとうございました。

議長： これより総会審議に入らせて頂きたいと思っております。先程局長の方からもありましたけれども、総会終了後研修会も予定しておりますので、最後までお願いをしたいと言う様に思っております。地籍調査の関係で建設課の方からも呼びたいという事でございますので、よろしく願いいたします。先程局長の方からもありましたけれども、今日の欠席は見山推進委員さんのみでございますので、総会は成立することをご報告申し上げます。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思っております。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事にご異議はございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、加藤委員、森委員にお願いを致します。尚本日の会議書記は事務局を指名いたします。では議事に先立ちまして、報告事項がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 失礼いたします。資料の2ページをご覧になって下さい、農地法第18条第6項及び同法規則68条の規定により農地の賃貸借の合意解約の届け出がありましたのでご報告いたします。賃貸借の当事者の方は、貸しておられた方が、〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇さん、借り手が〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。土地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番の田、〇、〇〇〇㎡です。農地の引き渡しをする時期は平成30年1月1日となります。解約の理由ですが、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇になられましたので、解約されたものでございます。今後この農地につきましては、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんの〇〇さんが利用権設定をした上で、引き継がれる予定となっております。詳細説

明につきましては、担当委員さんの方でお願いをしたいと思います。

議長： ただ今報告事項がございました。皆さんの方で何か質問とかございますか。無い様でしたら次に進めさせていただきます。報告事項の2番目ですが、そちらの方しか書いておりませんが、第6回の農業委員会総会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について保留となっておりました案件、〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇〇〇さんとの〇〇の農地〇〇〇㎡のものですが、農地用第3条に基づく所有権移転の申請をしておられましたが、譲受人、〇〇の〇〇〇〇さんのご都合により、申請の取り下げをされましたので、ここにご報告をしたいと思います。以上です。

議長： 報告事項が2件ありましたけれども、皆さんの方で何かお聞きになりたいことはございますか。これは報告事項でございますので、報告の説明を頂いたところで、次に移りたいと思います。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号、国土調査法のに基づく地籍調査に係る地目認定について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料の4ページをご覧ください。議案第1号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目変更について、協議をお願いしたいと思います。調査地は大字武庫の1部、63筆と大字下安井及び大字洲河崎の各1部15筆でございます。資料の方をご確認ください。詳細につきましては、建設課藤原主幹より説明を致します。よろしく申し上げます。

建設課： 地籍を担当しております建設課の藤原と言います。よろしく申し上げます。今回、国土調査法のに基づく地籍調査の地目認定について、現況地目をもって認定を行う事について審議を求めます。調査区域は大字武庫字城ノ段、国司埒田、上筏渕、薬師田ノ上エ、ナラ原、猶原頭、大峯平ラ、城ノ段ノ上エの一部が大字武庫の地目認定の協議をお願いしたいと思います。農地から農地以外として63筆、大字下安井、大字洲河崎の字カリヤ谷尻、字中伊達平、字代田平の一部、これも農地から農地以外に15筆の地目認定の審議をお願いします。資料につきましては5ページから14ページまでが大字武庫についてです。資料の15ページから21ページまでが、大字下安井、大字洲河崎についての地目認定の資料になります。現況地目をもって、地籍調査で現況を調査した結果、資料の様に調査前と調査後の地目の認定の協議をお願いします。

議長： 説明は以上ですね。ただ今議案第1号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について説明を頂いたわけでございますが、これにつきまして質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

賀本： 良いですか。8ページの一番上の所で、江府町が所有者さんですが、これはどういう、現地を確認できなかった、8ページの一番上、〇〇の〇〇〇〇-〇です。地目が畑から畑、現地が不能と言う事は確認が出来なかったという事ですか。場所がなかったという。

建設課： 今話がありました、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇―〇についてですが、これは道路の中に土地がありまして、その〇〇〇〇―〇と言うのが現地で確認できなかったという事でそのまま、現況としては道路なんです、土地としては確認が出来なかったという事でそういう形になっております。

賀 本： 現地が無かったという事ですね。

建設課： 現地が道路の中で確認できなかったという事です。

議 長： 賀本委員さん今の説明で良いですか。

賀 本： はい、良いです。

議 長： ちょっと聞き取りにくいんですけども、畑が調査後も畑になっていますね。

建設課： そうですね、土地として現状の道路の中に土地があるんですけども、その土地として調査確認が出来なかったの、地目としては畑から畑のままなんですけれども、現況としては道路の中の一部に入っているという事です。

議 長： 地図を見ますと、ここだけではなく、道路の中にそういった土地が残っている地図を時として見るがありますが、そうしますとここは、道路の中に畑が残っているという事は、そのまま残る訳ですか。

建設課： そうですね、現地が確認できなかったという事で、現地確認不能と言う形で、その土地が確認できなかったという形になります。

森 : 確認が出来ないという事は道路の中にあるという確認は出来る訳ですか。道路の中にあるという事の確認は出来たという事ですか。

議 長： 質問のある方は挙手をお願いします。森委員さんどうぞ。

森 : 確認が出来なかったという事は、道路の中にあるか無いか定かではないという事ですよ。

議 長： 今の質問どうですか。

建設課： 道路の中には入っているんですけども、

森 : のは確認できると。そうしますと、地目は道路と言う事になるのではないのでしょうか。現況地目は。

議 長： 我々がいろんな関係で地図を見た時に、例えば道路の中に土地が残っているのを時として見るがありまして、どうしてそういう事があるのかなと言う事を思うんです。極端な話は、例えば助沢の上を通っております米子道の中にも地図が残っております。そういうものは整理をして頂くという事で、この調査が始まっておると言う事だと思っておりますが、そういう場合にはそのまま残って、地図の上でも畑が残るのですか。道路の中に。

建設課： 土地として確認できなかったという事で、現況は道路なんですけれども、その〇〇〇〇-〇-〇は土地としては確認できなかったという事で、登記上は畑は畑のまま残ります。現況は、現地確認不能と言う事で道路と言う事は確認できたんですけれども、その土地としては確認できなかったので登記簿上は畑は畑のままになります。

賀 本： いいですか。多分現地が無かったんですよ。

建設課： 現地の中には多分あるだろうと思います。

賀 本： あるだろう、ですけど、こう言う事が時々あるんです。こういう事情がありまして、登記簿としては残すんですけれども、現地として地図の中に番地が入らない、すいません、登記簿上、そっちの専門なんですけれども、登記上ある事なので、これは国の対策の部分だと思いますので、農業委員会はここまでで良いと思います。

議 長： 今説明の様に、我々が関与する範囲までは至らないという事で。

賀 本： 多分登記簿上としては残る部類として残ってしまう、国の政策なので、だけど現地として番地が図面の中に入らないという事が、これをやっているとして出て来る事がりますので。その辺はちょっと。

宇田川： ちょっと待って、そうすると農業委員会の中の地図やいろんな物には残ると言う事ですか。

賀 本： 地図にはないですね。

宇田川： 地図にはないの。

建設課： 登記簿上には残りますけれども。

賀 本： 用紙としては残りますが地図にはないです。

宇田川： 現在でも日野川の中に土地がいくつも残っているんです。これが現状何も整理してい

ないという事で、そういうのも全部削除できるんでしょ。

建設課： 土地としては残りますので、それは存在地と言う事で法務局の方での協議になって来ると思うんですけれども。

賀 本： 法務局ではなくて、国に関係になって来るんですけれども。

宇田川： 国もそうかもしれないけれども、現実的にはない訳だから、日野川の中に、もうない訳だけど、それをいつまでも、今の地図上で残すという事になると、我々が考えなければいけないのは、農地パトロールの時に、またそれが出ているのかと言う事で、今現在もそれをやっているんですけれども、そういった事は行政の中の一部としては削除出来る訳。

議 長： 今の説明では、地図にはのらないということでしょう。

建設課： 地図の中には登記簿上のこるんですけれども、日野川の中の一部と言う事で残ってしまう、日野川の中にその土地が残っているという形になります。

賀 本： 図面と帳簿が合わないんです。合わないというか、何れはきちんとしなければいけないと思うんですけれども、今の段階はここまでだと思います。

宇田川： 幻の土地か。

賀 本： 幻の土地です。

議 長： いろいろ疑問があるとは思いますが、現段階ではそういう事で処理をすると、言う事の成っておる様ですのでご理解を頂きたいと思います。他にはございますか。

松 原： ちょっといいですか。17ページの洲河崎の個人の所有者で畑から公衆道路とか原野があるんですけれども、江府町の町道に畑があったと、町が所有している町の畑を公衆道路の替えますよと、町に畑と言うのがあったんですか。

建設課： 先程の質問ですけれども、ここは江府道路の関係で、改修は江府町の方で終わっているんですけれども、その時に地目変更は替えずにそのまま登記をされていたと、改修はしていますので、今回の地籍でかえるという事になります。

松 原： 28年に調査された分ですから、当然地権者さんの同意は求めたと。

建設課： 調査の時にそうですね。

松 原： 大体これが法務局に上がっているんですか。

建設課： 法務局の方にはこれから、国の検査とかして登記に入ります。まだ法務局の方にはこれからです。

議 長： 松原委員さんいいですか。

松 原： はい

議 長： 他にございますか。質疑、意見がありませんので、議案第1号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。それでは議事に入ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料の22ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。譲渡人は〇〇〇の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの〇〇さんになります。譲受人は〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで許可を受けようとする所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番の田〇〇〇㎡、〇〇〇番〇の田〇〇〇㎡、〇〇〇〇〇〇〇番〇の田〇、〇〇〇㎡、〇〇〇〇〇〇番の田〇〇〇㎡、計〇、〇〇〇㎡の所有権移転をする申請になります。農地法第3条の第2項の各号の審査の結果では問題はございません。23ページをご覧くださいますと、対象の農地4筆ですけれども、ピンクのラインマーカーを引いております。この農地が対象となります。詳細説明につきましては担当の行業委員さんか推進委員さんの方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長： これは山本委員さんの方でお願いします。

山 本： ご説明いたします。この件につきましては、私も確認させて頂きましたけれども、以前から、数十年前から貸借関係で〇〇〇〇さんの方が小作をしておられました。小作を何十年もしておられまして、この度売り買いが成立したという事で、所有権の移転がなされましたので、皆さんよろしく願いいたします。

議 長： 議案第2号につきましては、担当の委員さんから説明を頂いた通りでございます。それでは、説明を頂きましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。質疑、意見がありませんので、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

ついてご説明をします。1枚はぐって頂きまして、29ページをご確認ください。利用権設定をする田が25筆、26, 638㎡出ております。1枚はぐって頂きまして、様式の方が今回からシステムが変わりました関係で、始めてですので見辛いかもかもしれませんが、ゆっくり読み上げますので、ご確認をして頂きたいと思います。今回も新規の利用権設定のみ読み上げをして行ますので、ご確認をお願いしたいと思います。では、31ページ、申請番号15と言う所です。○○○○○○○○-○の田、○○○㎡、○○○○○○-○の田、○○○㎡の2筆でございます。これは○○○の○○○○さん、○○○○○○さんと言う方がおられましたが、その○○さんになります。その○○○○さんから○○○○さんの方に賃貸借権設定の方を行うものでございます。41ページを見て頂きますと、対象農地がラインマーカーで印をしておりますので、ご確認をして頂きたいと思います。詳細につきましては、山本委員より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

山 本： ご説明いたします。この方につきましても、私が以前、○○○○さん○からずっと、これもおそらく20年以上になろうかと思っておりますけれども、これは○○○○を頂いて、作ってあげておりました。○年前、今年で○年目になりますけれども、○○○さんが○○○○まして、○○さんは○○の方におられますけれども、なかなか帰って百姓と言うところが出来ない様でございまして、何とか好きにしてくれと言う事になりまして、私が借り受けて作らせて頂きますという事で、利用権をさせて頂きました。この件につきましてよろしくお願いたします。

議 長： ありがとうございます。新規は続けて説明を頂いて、最終的に承認を頂きたいと思っております。

事務局： では32ページ、申請番号17になります。○○○○○○○○○○番の田、○, ○○○㎡の1筆でございます。○○の○○○○さん、から、○○の○○○○さんに使用賃貸借権の設定を行うものでございます。これも42ページの方に対象農地につきましては、ラインマーカーで印をしておりますので、ご確認をして頂きたいと思います。続きまして33ページ、申請番号19になります。○○○○○○○○○○の田、○, ○○○㎡、○○○○の田、○, ○○○㎡、○○○○の田、○, ○○○㎡の3筆、合計○, ○○○㎡になります。これは○○○の○○○○さん、○○○○○ました○○○○さんの○○○になります。○○○○○さんから○○の○○○○さんに賃貸借権設定を行うものでございます。これも43ページの方に対象農地につきましてはラインマーカーで印をしておりますので、見て頂きたいと思います。続きまして、申請番号20、21、22、23につきましては、全て○○○の○○○○さん、○○の○○○さんの所の○○さんになりますが、○○の○○○○さん、同じく○○○○さん、同じく○○○○○さんに賃貸借権設定を行うものになります。詳細につきましては読み上げますので、34ページ、申請番号20番、○○○○○○○○-○、○○○-○、○○○-○、○○○-○、○○○-○の田、合計○, ○○○㎡を○○○の○○○○さんから○○の○○○○○さんに賃貸借権設定を行うものになります。35ページ、申請番号21番、○○○○○○○○○○の田、○, ○○

て承認していただきたいという風に思います。

川 上： すいません1点だけ、〇〇〇〇さんは農機具の状況なんかはお持ちになって、他の物もされている様ですけれども、ここに記載されていない訳ですけれども、状況が。

議 長： 〇〇さんの機会の状況の事ですか。谷口さん。

中 田： 良いですか。本人は以前からこの田んぼを作っておりまして、機械等は自分が所有した物があります。

議 長： 川上委員さん良いですか。

川 上： 了解しました。

議 長： それでは、事務局の説明に加えまして、担当委員さんからも皆さんの方に説明を加えてご承認いただきたいという事でございますが、この件につきまして、質疑のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。質疑、意見がございませんので、議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通りを承認いたします。議事は以上を持ちまして、終了いたしました、ありがとうございます。それではその他に入りますけれども、先般の総会の席で意見書の件が出て参りました、皆さんの方でご意見のある方は、次回の総会の時にご意見をお持ちいただきたいという様にお願いをしておりましたが、皆さんの方で何かご意見がございましたら、お伺いをしたいという様に思いますが、いかがでしょうか。

川 上： これとの関連はどうでしょうか。建議書が出ていますが。

議 長： 何がありますが。

事務局： 前回の総会の時に言われた様に、意見書の関係と建議書と言う風に言われたんですけども、新しく7月からなられた委員さんが他におかれましては、建議書とか意見書の事は分からないのかなと思ひまして、一番新しい物で、平成27年の建議書を参考までに、こういう形で行政の方に出しましたと言うのを、4点ほど書いておりますので、それをお示しをしました。それに対する行政からの回答と言う事で、建議に関する回答の方が、1から4まで載っていると思いますが、こういうものが建議書だという風な事をご理解いただいたうえで、皆さんの方にご審議頂けたらなと思ひますので、参考資料でございます。

議 長： わかりましたか。

川 上： わかりました。

議 長： これは以前に建議として提出ものです。参考に添付頂いたという事でございますけれども、目を通してもらえれば良いかと思えます。川上委員さん何かございますか。

川 上： ここにも出ています様に、下蚊屋ダムの件を皆さん地元の方は、ほんとに心配されていますので、これがそのままずっと継続でなかなか良い回答がない訳です。また改めて下蚊屋ダムの件を、水質汚濁ですね、どういう状況に成っているか、方向性ですね今後の、そういう事をして頂けば、時々かかって来る訳です、どうなっているかと言う事で、地元の方が私の方に、その辺の回答が旨く出来る様に、今こういう現状で、こういう風に対策がなされていますよと言う様な、何年か前はそういう答えだったんですけども、その後どうなっているのか最新の情報を頂ければと思えます。それが1つと、よく言われる様にこれから江府町の農業振興をどうするか、町としての方向性を打診してほしいです。

議 長： 今川上委員さんから、以前に提出しておりました、建議書の中で、下蚊屋ダムの件について建議を申し立てておりました。ここにも回答がございますけれども、いろんな施策をしながら検討をして行くという様な事でございます、結果としてはそういった問題は、なかなか難しい問題だと思うんですが、今解決はされておられませんし、その下流の水田で耕作する耕作者はいまだに処理されない水に苦慮しておりますし、疑念を抱いているところでございますが、これを再度お願いして、どういう対策を今後して行くか、そういう事の意見書を出すという事でしょうか。川上委員さん。

川 上： 出来ればその後どうなっているのかを、町から県の方に打診されると思えますけれども、県からの回答を交えて、方向性を聞かせて頂ければと思う訳です。ちょっと余談ですけれども、山本さんの所もそうでしょう、下蚊屋ダムで、俣野川もそうでしょう。そういう事はないですか、米沢の方と俣野の方で両方、俣野も何かあるという事で聞いていますか。

議 長： 俣野の場合は川が流れるのは池の内になってからです。

山 本： 俣野川ですので、俣野には出て来ます。

川 上： そう言って前の農業委員さんが強く言うておられました。

議 長： そういう意見で山本委員さんも何か耳にされることが日頃ございますか。その辺りも気を付けていて貰いたいと思えますが、ダムの対策について、再度白石町政の方に意見

書と言う様な形でも出しますか。

川 上： 何点か候補されて、その中で絞った結果。

宇田川： 今まで出た結果がわかるでしょ。今まで出ましたが、穴を掘るとか、沈殿するとかいろいろな話が、その話をしておかないと、そこまでできない。

議 長： それはここに書いてありますけれども、どこの所まで行っているかは分からないですけれども、

川 上： いろいろ設置するという事は聞いていますけれども、だけど、その後の成果とか効果とかその辺が無い訳です。その辺をちょっと、これは1年か2年前ですので、その後どうなったかと言うのを、それだけを打診して頂ければと思う訳です。

議 長： わかりました、その後の経過について、町の対応がどうだったという事の確認をさせて頂きます。他には何かございますか。松原委員さん。

松 原： 今回の意見書、建議から意見書に代わるんですけども、農地の利用の最適化に向かった意見書と言う具体的な物があると思うんですが、年が変わりましたけれども、28年の12月だったと思いますが、新しい白石町長との意見交換会を皆生でやりました。その時に何点か出している訳ですが、その中で達成していないというか、良い方に向かってない点を出したらなと言う風に思うんですが、その時に言ったのは、4つくらい言ったんですけども、鳥獣害対策がありました。農地の管理と言う事で法面の吹付の話、担い手の育成支援の拡充、ブランド化に向けて振興があるんですけども、具体的な物を出さないと回答も難しいので、その中で私は前から言っていて、法面の植生の話は、27年に特許をもっておられる愛媛のだるま製紙、そこに現地に視察に行きました。その時にいろいろ聞いて見て、かなり省力化できるという話は合ったんですが、高かったんです。1㎡当たり400円と言う事で、田んぼに直すと40万になる、法面の条件の悪い所は多い訳ですから、それを負担するのは大変だなという話をして、しかも吹付だけで㎡が400円、ところがその前の処理があるという事で何です。草を生やしておいて、それをラウンドアップで2回枯らして、しかも種を焼かないといけない、そういうのは金に入っていないです。かなりそういう労力も掛かるしお金も掛かると言う事で、その助成を出来ないかなという話は町長にもしましたけれども、余り良い返事はなかったです。今までの建議の中で、成果があったのは、担い手の5反以上、人の田んぼを作る人には、単4千円これは町単独なんです。県は全然関わっていない、これは1つの成果なんですけれども、これもしてもらえば良いんですけども、町の財政もなかなか厳しいので、町単独という訳には行かないので、県に言って、県と町で出して貰う形にしたらどうと言う風に思って、県も鳥取県独自の植生をやろうという事で、試験的に、モデル的にやっていますよね、東部と中部と西部で、西部は江府町の江尾原団地でやっていますが、成果を何とか生かして貰って、と言う事で、今後聞きますと、それぞれが3

00円くらいで出来ると、そうすると単30万ですね、それだったら大分軽減されますし、それを農家負担の無い様な形で、県が2分の1とか、町が2分と1とか、そういう事でやれば一番良いんですけども、そこまではまだなかなかいかない様で、やはり圃場整備と同じ5パーセント位の負担でやれば、単15,000円ですから、これは中山間でも払えるのではないかと言う様な感じがしておりまして、これは町だけの意見書ではなくして、県の農業会議にも宛てて出して、中山間の条件の悪い所は、江府町だけではない訳ですから、全県下ある訳ですから、県の方でそういう事業化を図ってほしいと、言うのを出したらという感じでございます。

議長： いろいろ、町長さんの方に要望は出されたけれども、今松原委員さんが言われるのは、法面の植栽について、そういった対応をして頂きたいという事ですね。法面について。

川上： 今松原委員さんが言われました様に、法面の芝の件につきましては、私の方でやっております、2年目になる訳です。東部、中部、西部、その西部の中の1か所が江府町で、そのちょうど上なんですけれども、やっております、農道の付近の法面をしている訳ですけれども、土壌の良い所は良い芝が出来る訳なんですけれども、条件が悪い所はなかなか上手く行かない訳です。そういう面はある訳ですけれども、一応成果としては、県の方はこれを基に、今言われました様に、㎡当たり少しでも安い方法で、検討していただけないかと言うのは打診していますので、こちらの方で、中部もふつうは何かする時はトラクターで来てされる訳です。一緒に種が入ったので撒かれるんですけれども、何か動噴で簡易な方法で畔の方を除草剤とか焼いたりして、一応前段階の準備をしてその上にやったらなんか出来そうな感じでして、出来れば吹付の種子を安い方向、今言われました様にその辺も助成もかねて、県の方で検討してもらって、皆さんが一番困っているのは草刈りですから、年間5回と言うのが年間1回やれば終わる様な感じを、出来れば良い訳ですから、その辺の種子の少しでも安い方法を検討に入れるという事で、一応言っています。検討して貰う様に、それを正式な書面を持ってされたらどうですかと言うのは、今松原委員さんの考え方ですので、それも1つの意見書の中に書かれたら良いと思います。

議長： わかりました。政府が今の川上委員さんの担当の所で試験的にやっておられて、私も道路端ですので、いつも見て通っておりますが、私は思うに、助沢のダムが出来た時に、農林省の関係で田んぼを作って貰った時に、芝の種を法面に撒いて貰っていた様です。皆さん一辺そういうものをすれば雑草が1つも生えずに出来る様な事を考えておられるかも知れませんが、ある程度芝があったら、草をしっかり刈っていたら芝はずっと広がって行って、良くなります。私たちの方も草刈りをしっかりする人はきちんとなってますけれども、余り刈らない所は芝が草の陰で負けてしまって出来ませんけれども、ですからそれをしたからと言って、雑草が少しでも生えないという考え方をされたら、なかなか難しいと思うので、そういう法面の植栽をしてもらっても、雑草が出てあまり芝に関係する程延ばさない様にしておけば、芝はずっと伸びて行って、蔓みたいなのが出ますね、そういうので伸びていきます。ですから思うんですけれども、なかなか結果

が出ないとか言われたのを聞いていますけれども、雑草が1本も無い様な事を考えたら、それはとてもできないと思います。まあそういう事も有りますけれども、今言われます様に、何としても省力化と言う事も求められておりますので、そういうお願いをすることも宜しいかと思えます。

川 上： 集落の協定によっての中で、地域のよって集落によっては中山間地がある訳ですから、その中の共同活用部分を利用しながら、いろいろ工夫されたら、何とかやっぱり農業者の人が困って畔の草については、少しでも良くなると思えます。

議 長： 今日は農林産業課長さんもおいでではないですが、そういう話をした時に、宮市に、今川上委員さんが言われました、消毒する機会ですか、そういうものがあって、あれでやっても出来ますよという話を聞いたことがあります。法人にもある様ですので、

松 原： 良いですか、県下で県の中でだるま製紙のセンチビートとの芝の吹付を何ヶ所もやっているんです。我々も三朝町に見に行きましたけど、4回刈っていたのが1回で良いと、その1回は秋口芝のために刈るという訳です。ほとんど雑草は生えていない状態にはなっていました。かなり負担金が多いものだから、そこを軽減して貰わないと、なかなか農家の人に金出せと言っても難しいんです。せいぜい先程も言われた様に、中山間で対応出来るくらいな負担にしてもらったら良いのかなと、なおただが一番良いんですけども、県と町村に全部持ってもらって、と言うのであれば、どんどん出来るんじゃないかと思うんですけども、負担金を出してまでやれと言うのは難しいと思えます。

川 上： ちょっと余談ですけども、関連で、今の芝の件で、倉吉に去年見に行きました。8月頃に見に行った時に、普通だったら畦に芝の件でしてはいますけれども、ある個所によっては防草シートをされている所があって、だいたい6、7年は持つような感じですけども、6、7年の経過後は膨れて来るみたいですけども、シートが草に負けて、そうなったらまた大変だし、見苦しいし、出来ればさっきも言った様に芝の方を検討してもらいたい感じが一番良い様な気がします。ちょっと余談ですけども。

議 長： わかりました。今求められるのは、いかに省力化して、水稻の作付をして後省力化と言う事は大変な問題ですので、法面についてのそういった要請をして行かせて頂いたらいいかと思えます。他に何かございますか。

川 上： 2年前に農業委員の視察研修と言う事でいった時に、町の農業の人に少しでも定着して頂くために、県外からいろんな事で、町独自の農業を受け入体制を作っていて、2年間研修を得て、その中で2年後には良かったら地元で農業をやってもらえませんか、と言う事をされまして、そういう所を町独自で2年間を農業で出来る様な、そういう受け入れ態勢を作って、水稻を作ったり畑を作ったり、そういう何かの仕掛けを作って、今なかなか町の方も担い手が育ちにくい状況ですから、県外の若い方が農業を経験しながら、そこでやっぱり、出来れば江府町でやってもらえる様な体制をして頂ければなと思

います。せっかく研修に行つて、県外の方が2年間で40人も育っているそうです。町独自で支援対策を江府町でも考えても良い様な感じで思う訳です。その辺も打診して頂ければと思います。

議 長： 江府町も町独自でと言う事ではございませんが、協力隊と言う事で町も何名かを受け入れて、あれは3年間ですか。やってもらっておりますけれども、今までの成果としては、協力隊で来て頂いた方が、江府町に残って頂いて農業をして頂く方は出なかったと、言う様に聞いておまして、私のはっきり聞いたわけではございませんが、江府町も新年度からは協力隊を受けないという様な考えだという様な話を聞いた様な気もしまして。町政に対して、積極性が無い様な感じがしておりますけれども、今までの成果から見て、それをすることの意味があるのか無いのか、判断の中でそういった話が出ているのかも知れませんが、何かそういう話も聞いておまして、農業委員会としては、そういった後退する様な体制と言うのは認められないなど、言う様な気もいたしますけれども、その辺は白石町政はどういう対応をされるのか分かりませんが、そういう要請も、農業委員会としてはしても良いかと思いますが、大事なことは、現状を見据えた上での意見と言う事も必要だと、言う風に私も思いますので、町がどう言う判断をしているのかは分かりませんが、農業委員会は農業委員会として、そういう事も必要かと思つています。私が一番懸念するのは、江府町でも美用のトマト栽培が非常に成績が良いと、単収の成績が良いと、日南町は大々的に作っておられまして、日南町の名が出ておりますけれども、美用の単収は日南町のトマト生産よりも優れているという話もありますが、見てみますと、今一生懸命やっておられる方は、息子さんが亡くなったとか、後継者が無い方ばかりで、それこそ後継者を作らないといけません、川上委員さんが言われます様に、そういった希望のある方は、町外の方々でも募集して、そういうものをして行く必要があるのではないのかなと言う事は、個人的には思う所がありますが、地域性とか問題がある様ですので、なかなか思う様にばかりは行かないんですけれども、思う所はそういう所も必要かなと思つています、なかなか現実としては難しいなと思つています。

川 上： 協力隊は今年限りですか。

議 長： なんかそんな話をちらつと聞いたもんですから、その辺りも確認をしてみないといけないと思つております。今日は課長もおいでではありませんので、確認をすることはできませんが、

事務局： 協力隊の関係ですけれども、無くなったという訳ではないんですけれども、ただ農業班として来ておられた方がこの3月でお帰りになるとか、後1年チョット残した方がおられるんですけれども、その後は雇用は出来ないという事で、他の協力隊の方は来られるかもしれませんが、その辺はちょっと分かりません、すべての協力隊が無くなる訳ではございませんので。

議 長： 農業班の方が。

事務局： 農業班の方がたまたま

議長： 農業班の方は受け入れないと、終わったら

事務局： 終わったという感じです。これから又募集されるかもしれませんが、今回の方は3年が契約と言う事で帰られるという事です。

議長： 失礼しました。今説明がありましたけれども、農業班についてはされないのではないかと、言う様な話です。そういう辺りも、農業委員会としては、農業班も受け入れて貰いたいという要望も必要だと思いますが、立場からすれば、今話しをしてもらった訳ですが、下蚊屋ダムの件については、経過について確認をさせて貰うという事です。

川上： 良いですか。今回の総会で纏めるよりも、皆さん話をして、いろいろ話が出た訳ですから、次回を取り纏めて、もう1回こういう話をされたらどうですか。

議長： わかりました。いずれにしても今日ここで、そういう意見が出たという事で、しないといけませんけれども、他にはみなさんごさいませんか。今3点ほど出ています。

上前： 3点ではない、松原さんが具体的にされた内容は、重要な内容ですから、それを中心にして、意見書を作成するという。

議長： 自松原さんに付いては法面の関係でしょ。

上前： 建議の中で項目があったでしょ。そういう事も大切な事だから、特に法面もあった訳で、色々項目がある訳。

議長： 今松原委員さんが言われたのは、以前に要請された件ですね、その確認をするかどうかと言う事ですか。

松原： さっき言いました様に、白石町長と意見交換会をした時に、過去の建議は資料に有る様に建議をしていますけれども、新たに意見として4項目程意見交換をしましょうと要望は出したんです。あの時は口頭でした。その4点が鳥獣対策であったり、法面の管理であったり、担い手に育成支援、それからブランド化、特産品の育成とか振興と言う様な話で、その時にサントリーの会社の研究所と一緒にやろうかと言う所まで行っていたんです。具体的に何も進んでいないです。

上前： 進んでいるかもしれないけれども、見えない。

松原： 進んでいるかもしれませんが、これは失言でした。そういうものも含めて具体的には県

が今試験をやっている訳です。モデル的な所3ヶ所で、その成果を早く生かしてほしいと思うんです。事業主体を県でやってもらおうと、そうすれば、今法面の草刈は高齢化で大変ですから、そこを何とか省力化出来たら一番助かるかなと思っているんです。しかも安価でやるという事で、だるま製紙のは高い訳ですから、県も独自にだるま製紙の特許に定植しない範囲で、研究しましょうと言うのが今の試験なんですよ、その成果を早く生かしてほしいという事なんです。

川 上： この件については次回で。

議 長： ここに前の建議について回答と言うという事が書いてありますが、

松 原： 建議書と言ったら当然文章で来ます。意見書も私が思うに、確かに建議書がきつい様な感じがしますが、意見書の方が建議よりきつい様な感じが、具体的に返してこないといけないので、いつまでに何をしますという様な。

宇田川： 考え方だけ。

川 上： 書面を出したら必ず行政からは当然書面で来ますから。

議 長： 意見書も書面で提出しなければならないと思います。私もちょっとこれを読んでいませんし、それから町長とされた話は、私は欠席していたと思いますのでちょっと分かりませんが、今言われたことについての回答が載っておりますけれども、これも精査しながら、今言われたものをこちらの方で纏めさせてもらって見たいと思います。そういった事で、意見は纏めさせて貰いたいと思いますが、他には宜しいでしょうか。

委 員： はい

議 長： 意見書につきましては、ただ今話がございました通りでございますが、そう言ったものについては、今後こちらの方で纏めさせて頂いて、今度の総会には皆さんに承認して頂く様な、段取りをさせて頂ければと言う様に思いますので、よろしくお願ひします。

上 前： 1つだけ、この項目の中に農業公社の充実と言うか、なかったですか。それも入れておいた方が良くと思います。

松 原： 農業公社の話は、前の建議書に入れましたので、建議した時の回答がありましたよね、町長との意見交換会の時にはあげておりません。

川 上： それは新町長ですから、町長の考え方もある訳ですから、町長が理事長ですから、項目に上げておいて、町長の施政方針も大事な事ですから、それも是非入れておいて頂ければ。

議長： はい分かりました。公社の問題はいつも問題視される事でありますので、そういう事もさせて頂きたいと思えます。意見書については以上で宜しいでしょうか。そういたしますと、今集落営農とかあるいは法人に向けた話が、各集落で持ちあがっている所がある様でございまして、私の方もそういった話があるときには、農林産業課の方が出向かれる時には、各地区の委員さん推進委員さん、決まっておりますので、そういった皆さんにも出向いて頂いて、地域の皆さんの意見を十分に把握して頂くと、言う様な形にさせて頂きたいなと言う事ではございますが、皆さん如何でしょうか。そうして、地域の皆さんと日頃の考えを把握されたり、そういった流れを、農林産業課の方だけではなく、農業委員も新しい農業委員は集積金とかそういった、農地の最適化の利用と言うのを特に必須業務として上げられて、構成されてなったとと言う様に思っておりますので、推進委員さんだけでなく地域を担当して頂く農業委員さんも一緒出かけて頂いて、日頃から地域の皆さんの状況とかそういうものは十分に把握して頂きたいと言う様に思っておりますが、皆さん如何ですか。是非そういう事で、農林課と一緒にと言う事では無しに、むしろ進んででもやって頂くのが大切ではないかと思えますので、そういう皆さんの活発な行動を期待したいと言う様に思っている所ですので、その節にはよろしくお願ひしたいと思います。ここにちょうど、農業委員や推進委員の皆さんの地区割り、担当割がここにも表になっておりますので、これをご確認いただきたいと言う様に思えます。他に皆さん意見は無いでしょうか。では事務局の方から何かございましたら。

事務局： 次回の総会の日程の方で宜しいでしょうか。第9回の農業委員会の総会の日時ですが、3月14日水曜日頃、これは確定ではないのですが、14日頃を予定しておりますので、予定の方を入れて頂けたらと思えます。もしかしたら変更をさせてもらうかもしれませんがその辺で、今月の農地相談会の日程ですが、今月は2月22日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、農業委員会の事務局の方で相談会を開催いたします。今回の担当委員さんにつきましては、加藤委員と上前推進委員の方をお願いをしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。後、町報の原稿につきましては、いろいろ書かなければいけない関係で、4月号までの加藤委員迄は頂いておりますので、5月号につきましては森委員さんが担当になっておりますので、心の準備をして頂けたらと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長： はい、ありがとうございました。

谷口： 3月14日の農業委員会の総会の会場はどこですか。ここは使えないのではないですか。

事務局： 下は使えませんけれども、確定申告があるので使えませんが、此処の会場は大丈夫だと思いますが、その辺も見ながら変えさせて貰うかもしれませんが、その辺りでお願ひします。

上 前： ちょっといいですか。農地相談の上前の22日は、私はちょっと、来月に変えて貰えませんか。

事務局： そうしたら、長尾さんと替えて頂けたら、長尾さんが宜しければ、2月、3月と替えて頂いて、

長 尾： 良いです。

議 長： よろしいですか。では、農地相談は上前さんではなく長尾さんで良いですか。

長 尾： 1時半からですか。

事務局： 1時半から3時半まで、お願いします。すみませんもう1件、前にもお知らせをしておりました、非農地通知書の発出の事についてですけれども、前回の総会でも説明しました通り、筆数が4千から、所有者、耕作者の方が述べになりますけれども、千人、その方たちに取り敢えず、農業委員さん推進委員さんが利用状況調査をされた結果、B判定でしたというのを送らせて頂くという話をしたと思うんですけれども、こういう文章で送ります。その後は法務局の方に出して地目変更を一括してします、と言うのを出しますという事を前回言ったんですが、今その作業にかかっています。ただ、うちが持っている台帳の方が耕作者になっているが為に、文書を出す場合には耕作者ではなく所有者の方に出さないといけないので、それを確認する作業と言うのが物凄く大変だと言う事がこの間分かりまして、その作業にてこずっているというのがあるので、ちょっと直ぐに直ぐにと言う訳にはならない様な状況になっていますので、その辺の事をご理解いただけたらと思います。で、出来上がりましたら、本来でしたら一斉にその文書を発出したいんですが、無理なので、出来たところから配りたいという風に思いますので、それにあたりまして、何時に成るか分からないんですけれども、出す事によって郵券料と言うのが発生して来ます。回答書を入れたらその中に切手を張らないといけないという事で、かなりの切手のお金になりますので、協力を頂きたいというのが、その集落、出られた集落で宜しいので、その、例えば中田さんだったら御机集落の分だけでも取り敢えず配って頂けないでしょうかと言う様に、皆様方のご協力をして頂きたいと思えます。それ以外の所につきましてはこちらで何とかしますけれども、出身地の集落の所だけは、何かの会合の時にでも宜しいですし、出合った時でも宜しいですので、その通知をお渡しただけたらと言う風に思っておりますので、ご協力の方よろしく願いいたします。

議 長： わかりました。皆さんおわかりいただけたでしょうか。よろしく願いいたします。

長 尾： よろしいでしょうか、通知は良いけれども、貰った人が、何処だかわからないのではないかなと思う。図面とかと言うと難しくなりますか。私でも自分のやつが、地番は書いてあっても分からないと思うので大変だなと思って。解決策はちょっと分かりません

けれども。おそらくわからないのではないかと思います。

議長： 通知をして、分からない所は仕方が無いとしてスタートしないといけないと思います。その辺りはよろしくお願ひしたいと思います。

宇田川： 分らないときは事務局に来て対応してもらえば。

議長： ある程度、地名が分かれば大体見当が、自分の所だったらわかるかと思いますが。

宇田川： その時はその時でまた考えれば良いと思います。

議長： そういう事ですので、ご協力を頂きます様にお願ひいたします。それともう1点、私も言い忘れましたがけれども、前回の時に宇田川推進委員さんの方からいろいろ骨折りを頂いて、ジビエの関係で、白石町長をはじめ議会の方においでを頂いて、視察研修の報告を兼ねて、今後江府町でもそうした、鳥獣害の捕獲した物を有効に利用出来ないかという話もいたしました。その席で、白石町長の方からも宇田川さんを中心にして、話は進めてくれと、町は出来るだけの支援はしますと、言う回答だったように思いますが、その後なかなか話が無かった様でございますが、今日総会が終わった後に、農林産業課長が宇田川委員さんとお会いになって、いろいろお話をしたいという事の様でございますので、その件について新しい一歩が踏み出せるのではないかなと言う様に思いますので、皆さんにもご報告申し上げたいと、言う様に思っております。以上でございます。そうしますと、皆さんの方から何かご意見はございませんか。事務局の方はよろしいですか。

事務局： はい

議長： そういたしますと、第8回農業委員会総会を以上を持ちまして、閉会をさせて頂きま。どうもありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 6 番委員

署名委員 7 番委員